

広報なかい広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の振興を図るとともに自主財源を確保し、広報紙の発行に要する費用の一部に充てるため、町が発行する広報紙に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告主」という。）の事業内容及び掲載する広告の内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの

- (5) 商品先物取引又は消費者金融に類するもの
- (6) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (9) 児童又は青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (10) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (11) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町の信用及び信頼性を損なうおそれがある等の理由により、広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載は、町内に事業所を有する広告主を優先する。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 複数回の掲載が一括して申し込まれたときの広告掲載料は、別表に定める額から100分の10を減じた額に、申込み回数に乗じて得た額とする。

(広告の掲載申込み等)

第6条 広告主は、広告の掲載を希望する月（複数回の掲載を一括して申込

む場合にあっては、広告の掲載を最初に希望する月）の3月前から前々月20日までの間に、広報なかい広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に申し込まなければならない。

(1) 広告の原稿素案

(2) 広告主の事業内容が分かる書類

2 広告とは、広告の掲載を最初に希望する月を含めて6月を超える掲載を一括して申込みすることができない。

3 町は、第1項の申込みがあったときは、その内容を審査し、広告の掲載の可否を決定し、広報なかい広告掲載決定通知書（第2号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告主は、広告が掲載される広報の発行日20日前までに広告掲載料を一括して町に納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告原稿は、広告主の負担により作成し、広報の発行日30日前までに、完全版下原稿を町の指定した方法により提出するものとする。

（広告の内容等の修正）

第9条 町は、広告の内容及びデザインが第2条各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告主の責任）

第10条 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負わないものとする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えた場合は、広告主はその損害を賠償しなければならない。

（広告の掲載決定の取消し）

第11条 町は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すものとする。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(3) 第6条第1項の規定による広告の掲載申込みに虚偽があると認められたとき

(4) 第9条の規定による広告の内容等の修正を広告主が行わないとき

(5) 広告主の事業内容又は広告内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められたときで、第9条の規定によっても解消できないとき

2 町は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広報なかい広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告主に通知するものとする。

3 町は、第1項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合において、広告主に対し賠償を行わないものとする。

（広告の掲載の取下げ）

第12条 広告主は、広告の掲載を取り下げしようとするときは、その掲載を予定する広報の発行日の20日前までに、広報なかい広告掲載取下げ申出書（第4号様式）により町に申し出なければならない。

（広告掲載料の返還）

第13条 広告主が広告掲載料を納付した後に、前2条の規定により広告を掲載しないこととなったときは、広告掲載料の全額又は一部を返還するものとする。

2 返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

3 広告掲載料の返還を受けようとする広告主は、広報なかい広告掲載料返還請求書（第5号様式）により町に請求するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのあるもののほか、広報紙への広告の掲載に関し必要な事項は、広報主管課長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 （第 5 条 関係）

区分	規 格		1 回の広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）	
	色	大きさ（縦×横）	町内に事業所を有する広告主	左記以外の広告主
A	1 色 刷 り	65mm×56mm	2,000 円	3,000 円
B		65mm×118mm	4,000 円	6,000 円
C		65mm×180mm	6,000 円	9,000 円